

熊本県公告第 191 号

県営川辺地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。
平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 192 号

立野原地区土地改良事業共同施行代表者野口正則から認可の申請があった立野原地区の換地計画については、平成 17 年 3 月 9 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 17 年 3 月 17 日から
平成 17 年 4 月 14 日まで
- 2 縦覧の場所 熊本市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 193 号

庄屋口地区土地改良事業共同施行代表者松村廣美から認可の申請があった庄屋口地区の換地計画については、平成 17 年 3 月 9 日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議を申し出ることができる。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 17 年 3 月 17 日から
平成 17 年 4 月 14 日まで
- 2 縦覧の場所 熊本市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 194 号

水俣市ほか 6 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 3 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
水俣市	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	大字薄原の一部	地籍 図・地 籍簿	平成 17 年 3 月 9 日
上天草市	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	大矢野町登立の一部		
宇城市	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	大字中村の一部		
西原村	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	大字宮山・河原の各一部		
御船町	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	大字高木・小坂の一部		
五木村	平成 15 年度から 平成 16 年度まで	甲の一部		

球磨村	平成14年度から 平成16年度まで	大字大瀬の一部		
-----	----------------------	---------	--	--

登載依頼

くまもとアートポリスアドバイザー委員会公告第1号

平成16年度くまもとアートポリスアドバイザー委員会を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成17年3月16日

くまもとアートポリスアドバイザー 堀内 清治

- 1 開催日時
平成17年3月16日（水）
午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所
県庁本館審議会室
- 3 議題
(1) 平成16年度事業報告
(2) 平成17年度事業計画
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局係員の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
くまもとアートポリス事務局（熊本県土木部建築課アートポリス班）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 6215）

宇城地域保健医療推進協議会公告第1号

宇城地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成17年3月16日

宇城地域保健医療推進協議会長 迫田 芳生

- 1 開催日時
平成17年3月24日（木） 午後2時から4時まで
- 2 場所
松橋ホワイトパレス 2階エレガンスB（宇城市松橋町松橋1330-1）
- 3 議題
(1) 第4次宇城地域保健医療計画の進捗状況について
(2) 「宇城健康日本21」の進捗状況について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会議場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
宇城市松橋町久具400-1
宇城地域保健医療推進協議会事務局（宇城保健所総務企画課）
（電話 0964 - 32 - 1147）

県立看護系大学院設置検討委員会公告第2号

第3回県立看護系大学院設置検討委員会の会議を次のとおり開催する。
平成17年3月16日

県立看護系大学院設置検討委員会委員長 黒田 豊

- 1 開催日時
平成17年3月25日（金）
午後3時から午後5時まで
- 2 場所
熊本市月出三丁目1番100号
熊本県立大学 総合管理学部棟 2階大演習室

3 議題

- (1) 県立看護系大学院（アドミニストレーション研究科「看護管理コース（仮称）」）のその他の事項等について
- (2) 県立看護系大学院設置検討委員会検討結果のとりまとめについて
- (3) その他

4 傍聴者の定員
10人

5 傍聴手続き

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号
県立看護系大学院設置検討委員会事務局（熊本県健康福祉部地域医療推進課）
（電話 096 - 383 - 1111 内線 7043）

熊本県議会訓令第4号

議会事務局

熊本県議会事務局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成17年3月16日

熊本県議会議長 児 玉 文 雄

熊本県議会事務局に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則
熊本県議会事務局に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年熊本県規則第4号）の例による。

附 則

この規則は、平成17年3月16日から施行し、平成17年3月1日から適用する。

